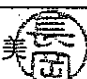


(簡略調書様式・即日判決言渡用)

| | | |
|--|---|---|
| 事件の表示 | 平成 20 年 (ワ) 第 24184 号 | 裁判官 認印 |
| 第 1 回 口 頭 弁 論 調 書 (判 決) | | |
| 場所及び公開の有無 | 東京地方裁判所 民事第41部法廷で公開 | 期日 平成20年11月13日 午前10時00分 |
| 裁判官 | 小原 一人 | 出頭した当事者等 原告 石鍋 毅 (ただし、判決言渡時には在廷せず。) |
| 裁判所書記官 | 長岡 正美 | |
| 弁論の要領等 (ただし、該当事項欄口に認印をしたものに限る。) | | |
| 原告等 | 被告等 | |
| <input checked="" type="checkbox"/> 訴状 (代わる準備書面) 陳述 - <input type="checkbox"/> 擬制 <input type="checkbox"/> 附帯請求起算日 平成 年 月 日 <input type="checkbox"/> 訴状訂正 (訴変更) 申立書 (平成 年 月 日付け) 陳述 <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> 答弁書陳述 - <input type="checkbox"/> 擬制 <input type="checkbox"/> 請求棄却申立て <input type="checkbox"/> 請求原因事実は認める。 <input type="checkbox"/> | |
| <input type="checkbox"/> 証拠関係は書証目録記載のとおり <input type="checkbox"/> 証拠関係は証人等目録記載のとおり | | |
| 裁判官 弁論を終結し、判決言渡は休廷後の本日午後4時30分とし、同時刻に次のとおり主文及び理由の要旨を告げて判決言渡し | | |
| 当事者 | <input type="checkbox"/> 別紙訴状 (代わる準備書面) 写しの当事者欄記載のとおり <input checked="" type="checkbox"/> 別紙1 当事者目録記載のとおり | |
| 主文 | <input type="checkbox"/> 別紙訴状 (代わる準備書面) 写しの請求の趣旨記載のとおり <input type="checkbox"/> この判決は仮に執行することができる。 <input checked="" type="checkbox"/> 別紙2 主文記載のとおり | |
| 請求 | <input checked="" type="checkbox"/> 別紙4 訴状 (代わる準備書面) 写しの請求の原因欄記載のとおり <input type="checkbox"/> 別紙準備書面 (平成 年 月 日付け) 写し記載のとおり <input type="checkbox"/> 別紙請求記載のとおり | |
| 理由の要旨 | <input checked="" type="checkbox"/> 被告 は、本件口頭弁論期日に出頭せず、答弁書その他の準備書面を提出しない。したがって、被告 において請求原因事実を争うことを明らかにしないものとして、これを自白したものとみなす。 <input type="checkbox"/> 被告 は、請求棄却の判決を求め、請求原因事実は認めると述べた。 <input type="checkbox"/> 被告 は、公示送達による呼出しを受けたが、本件口頭弁論期日に出頭しない。証拠によれば、請求原因事実はすべて認められる。 <input type="checkbox"/> 別紙理由の要旨記載のとおり | |
| 裁判所書記官 長岡 正美  | | |

当 事 者 目 録

東京都港区西新橋 1 丁目 20 番 3 号 虎ノ門法曹ビル 306 号室 石鍋法律事務所

| | | | | |
|----------|---|---|---|-----|
| 原 | 告 | 石 | 鍋 | 毅 |
| 訴訟代理人弁護士 | | 菊 | 地 | 裕太郎 |
| 同 | | 鈴 | 木 | 大祐 |
| 同 | | 本 | 林 | 健一郎 |
| 同 | | 伊 | 藤 | 孝浩 |
| 同 | | 吉 | 池 | 信也 |
| 同 | | 菅 | 野 | 雅貴 |
| 同 | | 石 | 橋 | 尚子 |
| 同 | | 内 | 海 | 雄介 |
| 同 | | 横 | 堀 | 真美 |

東京都新宿区西新宿 5 丁目 5-25-11 号

被 告 西 村 博 之

以 上

主 文

1. 被告は、別紙 3 スレッド目録記載の各ウェブサイトを削除せよ。
2. 訴訟費用は被告の負担とする。

以 上

スレッド目録

下記の URL で表示される各ウェブサイト

記

- ① <http://society6.2ch.net/test/read.cgi/court/1158978884/>
- ② <http://society6.2ch.net/test/read.cgi/court/1157328661/>
- ③ <http://school7.2ch.net/test/read.cgi/shikaku/1135573167/>
- ④ <http://school7.2ch.net/test/read.cgi/shihou/1141734333/>
- ⑤ <http://society6.2ch.net/test/read.cgi/hoken/1160924333/>
- ⑥ <http://society6.2ch.net/court/dat/1157328661.dat>

以上

訴 状

平成20年8月28日

東京地方裁判所民事部 御中

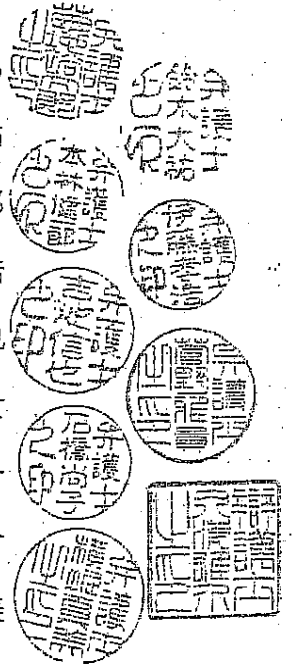
(担当)

原告訴訟代理人弁護士

同
同
同
同
同
同
同

菊 地 裕 太
鈴 木 大
本 林 健 一
伊 藤 孝 信
言 池 雅
菅 野 尚
石 橋 子
内 海 介
横 堀 真

郎
祐
郎
浩
也
貴
子
介
美



当事者の表示

別紙当事者目録記載のとおり。

ウェブサイト削除請求事件

訴訟物の価額 金1,600,000円

貼用印紙額

金13,000円

第1 請求の趣旨

- 1 被告は、別紙スレッド目録記載の各ウェブサイト削除せよ
 - 2 訴訟費用は被告の負担とする
- との判決を求める。

第2 請求の原因

1 当事者

原告は、元東京弁護士会副会長を務めた経歴がある、弁護士資格ある個人である。

被告は、インターネット上において、別紙スレッド目録記載の各ウェブサイト（以下「本件ウェブサイト」という。）に掲載されている、原告にかかる書込（以下「本件侵害情報」と総称する。）につき、本件侵害情報の各発信者（以下、本件侵害情報を発信したものを総称して「本件発信者」という。）が各本件侵害情報を本件ウェブサイトに発信した際に経由したサーバーを管理している者である（甲1）。

2 ウェブサイトによる情報発信の仕組み

前提として、ウェブサイトにおける情報発信の仕組みを概説する。

ウェブサイトとは、ハイパー・テキスト・トランスファー・プロトコル（HTTP）というインターネット上の通信規約に基づき、不特定多数のインターネット利用者に送信される電子ファイルの集合体をいい、一般に「ウェブ（Web）」「ホームページ」などとも呼ばれるものである。ウェブサイトを開覧するためのソフトウェアを、「ウェブブラウザ」といい、マイクロソフト社製のオペレーションシステムであるW

i n d o w s を搭載したパーソナルコンピュータ上で動作する「インターネットエクスプローラー」は、現在最も普及しているウェブブラウザである。

HTTPとは、インターネットに常時接続されたサーバーコンピュータに、ウェブサーバーソフトウェアを常時起動しておき、インターネット上に接続された他のコンピュータからの送信要求に基づいてサーバーコンピュータ上に予め蔵置された電子ファイル等を送信する仕組みである。

インターネットに接続されたコンピュータや通信装置は全て、IPアドレスという固有の番号が割り当てられており、「202. 229. 199. 147」などのように4個の数字をピリオドで連結した形式で表記される。IPアドレスは、インターネットにおける最も基礎的な住所の役割を果たすものである。

ところで、一般のインターネット利用者が、所望のウェブサイトを閲覧するために、そのウェブサイトを運営されているサーバーコンピュータのIPアドレスを記憶したり書き写したりしてウェブブラウザに入力するのは煩雑であるから、ウェブサイトを閲覧する際には、「www.yahoo.co.jp」などといったアルファベット表記のアドレスを用いるのが通常である。

このアドレスにおける「yahoo.co.jp」の部分を「ドメイン名」といい、インターネットの資源管理に関する世界的な調整組織であるICANN (The Internet Corporation for Assigned Names and Numbers) から委託を受けた組織が管理し、ドメイン名を利用したい企業や個人等に割り当てている。「www」の部分を「ホスト名」などといい、当該ドメイン名を割り当てられたネットワーク内で、サーバーコンピュータや通信装

置を特定するための情報である。

そして、一般のインターネット利用者が、特定のウェブサイトを開覧しようとする場合、ウェブブラウザの「URL」の入力欄に、「http://www.yahoo.co.jp」などと入力する。URL (Uniform Resource Locator) は、「HTTP というプロトコルを用い、『www.yahoo.co.jp』というアドレスを持つサーバーコンピュータに接続する」といった、インターネットを利用する上で必要十分なアドレス情報を一定の書式で表記したものである。

するとウェブブラウザは、オペレーティングシステムを通じてDNS (ドメイン・ネーム・システム) 機能を利用し、「www.yahoo.co.jp」と表記されているサーバーコンピュータのIPアドレスを自動的に割り出し、割り出されたIPアドレスである「202.229.199.147」のサーバーコンピュータにHTTPを用いて送信要求を行う。

送信要求を受けたサーバーコンピュータは、ウェブサイトを構成する電子ファイルを送信要求元に自動的に送信する。

従って、本件ウェブサイトも上記の仕組みのもとに、不特定多数のインターネット利用者からの送信要求に応じてサーバーコンピュータが自動的に電子ファイルの送信等を行うもので、本件侵害情報も不特定多数の開覧しようとする者のコンピュータへと送信され、様々な者の目に触れている。

3 不法行為の成立

- (1) 本件ウェブサイトは、被告の運営する「2ちゃんねる」という無料掲示板において設けられた種々の掲示板のうちのいくつかであるが、不特

定多数の者が何等の根拠無くこの掲示板に書き込めるようになっており、本件侵害情報などの内容を含む多数のメッセージが記載されている。そして、本件発信者らは、本件侵害情報を、本件ウェブサイトへアクセスする不特定多数の者に受信させることを目的として、電気通信により送信できる状況におき、流通させたものである（甲1）。

本件侵害情報等インターネット上における直接の権利侵害は当該書込を行ったものが加害者であり、その意味で書込に基づく不法行為が存在した場合に第一義的に削除義務を負担するべきは当該書込を行った本件発信者らであるが、本件ウェブサイトのように、匿名のままで不特定多数が書込できるウェブサイトにおいて被害者が本件発信者らを特定するためには、「特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律」に基づいて管理者である被告に対して発信者情報開示請求を行った上、そこで開示されうる IP アドレスとタイムスタンプという発信者情報から本件発信者らがインターネットに接続した際に利用したサービスプロバイダー等を特定し、更に当該サービスプロバイダー等に対して、サービスを提供した本件発信者らの発信者情報（氏名や住所等）の開示を求める必要がある。

このような二段階の発信者情報開示請求は、名誉毀損の場合、総務省の定めたガイドラインにより任意で対応されることはなく、基本的に必ず裁判上の請求によらなければならないという手続上の困難さがあることに加え、本件ウェブサイトの管理者である被告は本件ウェブサイト上の書込に関する民事上の発信者情報開示請求については判決で命じられようと間接強制の形で強制執行手続きに入ろうと全く対応しないことから、原告のような被害者にとっては当該発信者情報開示請求をよりどころとして本件発信者ら現実の加害行為を行ったものに対する削

除請求を行うことができない。

一方で、被告は本件ウェブサイト上の書込に対する削除権限を含む本件ウェブサイトにかかる全ての権限を有していることから、こうした本件侵害情報による原告の権利（名誉権等の人格権を含む）の侵害は原告に対する不法行為を形成することは明らかであるのであるから、本件侵害情報の書込があった本件ウェブサイトの管理者である被告は、遅くとも権利侵害を訴える本訴状の送達を受けた時点から、本件発信者情報が公開されることによる原告の損害を回避するべく、その管理する本件ウェブサイトから本件侵害情報を削除して送信を差し止め、権利侵害を防ぐべき法的作為義務を負担しているというべきである（最判昭和61年6月11日判時1194号3頁、最判平成14年9月24日判時1802号60頁）。

なお、本件ウェブサイトにかかる書込の削除については、いわゆる削除ガイドラインという名称のガイドラインに基づいて削除する旨、その理由等の詳細を実際に本件ウェブサイトへ書き込み、公表することで任意の削除依頼を行うことができるが、その依頼自体が公表されていることから更なる権利侵害を引き起こす可能性が非常に高いこと（社会的地位があるものにかかる削除依頼についてはそれだけで好奇の目にさらされることも多々ある）に加え、削除ガイドラインの運用自体が極めて恣意的に行われていることから、任意の削除依頼の方法は全く期待できないため、原告のような被害者としては被害をそれ以上発生させないようにしつつ権利侵害を回復するためには、裁判所を介した削除請求を行うしか方法がないのである。よって、不可代替性という意味合いからも、被告には判決に基づく上記の作為義務が存在する。

(2) 本件ウェブサイトは、様々な題名のもとに、原告自身やハードディスク関連事業等にかかる内容を書き込めるものとなっているが、名誉毀損にすらならない中傷記事であるか、原告に対する名誉毀損によって権利侵害を引き起こす違法な内容である。

本訴請求にかかる各本件ウェブサイトは、原告の氏名である「石鍋毅」や屋号である「弁護士 石鍋毅」等原告を特定する検索条件の下、著名検索エンジンである Google などで検索したときにヒットするものであるところ、基本的に不相当な弁護士活動を行ったり、弁護士倫理に欠けるようなもの達を公表したりする公開リンチの場となっているが、原告に関する本件ウェブサイトにかかる書込はほぼ全て副会長を辞任するに至った読売新聞の記事を起点にした単なる誹謗中傷の類となっている。

すなわち、これら権利侵害の発端となった読売新聞の記事は概ね以下のとおりである。

平成18年9月4日付

「株不透明販売の投資会社、弁護士会副会長が“保証印”

証券業の登録をしないまま、「近く上場して値上がりする」と専断に反する持ちかけをして未公開株を販売していた投資会社の代理人を、東京弁護士会副会長の男性弁護士（47）が務めていたことが分かった。

同社が株券代わりに投資家に渡していた「明細書」にも、弁護士名の印鑑を押していた。

未公開株を巡っては、上場予定のない銘柄を無登録業者が高値で販売するケースが問題になっており、金融庁などが投資家に注意を呼びか

けている。

弁護士は「投資家保護になると思った」などと釈明している。

弁護士が代理人を務めていたのは、投資会社「コーディホールディングス」（東京都港区）。

関係者によると、同社などグループ数社は、証券業の登録がないのに、未上場の厨房（ちゅうぼう）機器製造会社や電機部品製造会社などの株について、「近く京証2部に上場する。早い者勝ちだ」などと投資家に購入を勧めていた。

ところが、厨房機器製造会社などに上場の予定はなく、株には取締役会の承認なしに名義変更できない「譲渡制限」も付いていた。」

同日付

「続報～副会長の無登録証券代理人問題、東京弁護士会が調査へ

東京弁護士会副会長の男性弁護士（47）が、証券取引法に定められた証券業登録をせずに未公開株を販売していた投資会社の代理人を務めていた問題で、同弁護士会は4日、投資会社との関係や代理人業務の実態について調査に乗り出す。

この弁護士によると、今年2月初めから7月末にかけて、無登録で未公開株を販売していた投資会社「コーディホールディングス」（東京都港区）の代理人を務め、トラブル対応のほか、コーディ社が株券の代わりに投資家に渡した株式保有明細書約100枚に弁護士印を押していた。

明細書には「株券は上場まで保管する」と書かれており、コーディ社が販売した2銘柄の株券を預かっていたという」

（原告注：上記はいずれも読売新聞のインターネット配信記事のまま）

上記の新聞報道を受け、当時消費者問題担当の東京弁護士会副会長を務めていた原告は事態の収束を図るべく同副会長を平成18年9月7日に辞任したが、当該辞任を受け、日本経済新聞社及び産経新聞社は上記の「弁護士」が原告であるとして実名報道を行った。

上記の記事自体、「保証印」という見出し部分、「上場予定がない」と断定している部分が事実と異なっており、虚偽の事実を指摘して原告の名誉を毀損している（原告は株取引の顧客に対して交付する株式保有明細書に弁護士としての職印を押印していたが、契約内容自体を「保証」するようなものではなく、株券を上場までの間は原告にて保管することを「保証」する趣旨である。上記の記事では原告が上場を含めた株式自体を保証しているかのような内容であり、消費者問題になりかねない契約を原告が保証したことを指し示す記載であって、原告の名誉を毀損している。また、当時、当該株式の発行会社が上場を目指していたこと事態は事実であり、原告が当初から上場予定がない企業の取引に関わっていたような書きぶりの記事は原告の名誉を毀損している。）。これらの記事に関して、原告は実名が出た時点で、新聞各社に対して内容証明郵便や口頭により抗議を申し入れたところである。

ところが、上記の名誉毀損を含む報道を受けて、原研発信者らは、本件ウェブサイトにおいて、理由無く話をおもしろおかしくふくらませ、「弁護士のくず」であるとか、原告自身が「投資詐欺」を行っていると、詐欺の片棒を担いだとか、公的な法律相談で問題ある未公開株の取引を進めているとか、犯罪弁護士であるとか、といったよう

に、単なる罵詈雑言による誹謗中傷を行っているのである。これらの記載が一般人の通常の読み方からして原告の名誉を毀損していることは争いようがない。

そして、本件ウェブサイトは、個別の書込による被害に止まらず、その掲載されている本件ウェブサイトが全体として原告に対する権利侵害を引き起こしている。すなわち、原告の名称である「石鍋毅」をGoogle等の著名検索エンジンで検索すると、一連の上記本件ウェブサイトが表示され、上記の中傷内容が検索結果から白日の下にさらされる状況となっている（甲5の1及び2）。原告はかつてから消費者問題に取り組み、多くの市民法律相談などでプロボノ活動にいそしんでいるが、法律相談に来たものや依頼者からネット上に氾濫し続ける原告にかかる上記の罵詈雑言を理由として取引関係に入ることに抵触を示すなど、営業上の実害が生じており、且つ、本件ウェブサイトが存在する限り原告の名誉が毀損され続けるのであり、このような原告に対する権利侵害を止めるためには本件ウェブサイト全体を削除する必要がある。

4 小活

よって、原告は、被告に対し、不法行為に基づき、別紙スレッド目録記載の各ウェブサイトの削除を求める。

証拠方法

甲1：調査報告書

甲2：本件ウェブサイトの写し

甲3：陳述書

甲4：新聞記事の写し

甲5：検索エンジンの検索結果

付属書類

- | | | |
|---|--------|-----|
| 1 | 訴状副本 | 1通 |
| 1 | 甲号証の写し | 各2通 |
| 1 | 委任状 | 1通 |

以上

当事者目録

〒105-0003

東京都港区西新橋1丁目20番3号虎ノ門法曹ビル306号室 石鍋法律事務所

原 告 石 鍋 毅

〒103-0023

東京都中央区日本橋本町三丁目2番13号 アドバンテック日本橋ビル4階

菊地綜合法律事務所（送達場所）

上記原告訴訟代理人 弁護士 菊 地 裕 太 郎

同 鈴 木 大 祐

同 本 林 健 一 郎

(担当)

同 伊 藤 孝 浩

同 吉 池 信 也

同 菅 野 雅 貴

同 石 橋 尚 子

同 内 海 雄 介

同 横 堀 真 美

電話 03-5204-6701

FAX 03-5204-6702

〒160-0023

東京都新宿区西新宿5丁目5-25-11号

被 告 西 村 博 之

スレッド目録

下記のURLで表示される各ウェブサイトにして、別紙侵害情報登録記載の書
送があるもの。

記

- ① <http://society6.2ch.net/test/read.cgi/court/1158978884/>
- ② <http://society6.2ch.net/test/read.cgi/court/1157328661/>
- ③ <http://school7.2ch.net/test/read.cgi/shikaku/1135573167/>
- ④ <http://school7.2ch.net/test/read.cgi/shihou/1141734333/>
- ⑤ <http://society6.2ch.net/test/read.cgi/hoken/1160924333/>
- ⑥ <http://society6.2ch.net/court/dat/1157328661.dat>

以上

これは正本である。

平成20年11月19日

東京地方裁判所民事第41部

裁判所書記官 長岡正

